

不動産市場異聞-37
生活保護改正の必要性

大東建託賃貸未来研究所・AIDX ラボ所長・麗澤大学客員准教授 宗健

新型コロナの影響で、職を失う人も増加して生活保護制度への関心も高まっている。厚生労働省の被保護者調査によれば、20年10月時点で被保護実人員は約205万人、被保護世帯数は約164万世帯で、コロナ対策としての雇用調整助成金や生活福祉資金の特例貸付、従前からの住宅確保給付金等もあり、最初の緊急事態宣言が出された20年4月よりも人員数は微減、世帯数は微増となっている。

生活保護に至るまでの中間的支援は拡充されてきたとはいえ、生活保護制度自体にもさまざまな制度疲労とも言える問題点を抱えている。

◎高齢賃貸世帯の受給率の高さ

生活保護受給世帯のうち65歳以上は約90万世帯と半数弱を占めている。平成30年住宅・土地統計調査では高齢者世帯は約1300万世帯、持ち家率は約77%であり、高齢賃貸世帯は約300万世帯となる。持ち家世帯は原則として、生活保護受給の対象とならないことから、高齢賃貸世帯の実に約3割が生活保護を受給していることになる。

生活保護予算は約3.8兆円で、そのうち半分弱は医療扶助であり、2割弱の約6000億円が住宅扶助、生活扶助は1兆円強となっている。そして、予算の半分以上は、医療費が多くかかる65歳以上の高齢賃貸世帯に支出されていることになり、生活保護制度とは現実には高齢賃貸世帯向けの医療・生活扶助制度になっているのである。高齢生活保護受給世帯の年金受給額は少なく、年金が抱える課題の一部を生活保護が支えている側面もある。

また、生活保護法の条文では、生活扶助、医療扶助、住宅扶助等をそれぞれ単独で支給することが可能なようにも読めるが、実際の運用では生活保護を支給するか、しないかの選択しかない。

それが保護費の財政的負担を増加させ、批判も多い保護申請をできるだけ受け付けないようにするという水際対策にもつながっている。更に、近年は、代理納付が拡充されたことで状況はかなり改善されてきているようだが、生活保護受給世帯の家賃滞納の問題も解決されているとは言えない。

◎生活保護制度の抜本的改革

生活保護制度が、高齢者の増加、住宅事情の改善、国民皆保険や介護保険導入といった社会変化に対応しきれていない状況を考えれば、制度の抜本的改革も検討されるべきだろう。

具体的には、医療扶助と住宅扶助と生活扶助の3つを別々の制度として再編することが考えられる。

医療扶助については既存の医療保険に組み込み、保険料を免除することで対応できる可能性があるし、住宅扶助については民間賃貸住宅を借り上げた公営住宅を現物支給することで対応できる可能性もある。

住宅扶助については欧米のような家賃補助やバウチャーも提案されているが、家賃補助

やバウチャーでは流用を防ぐことができず、家賃滞納問題を解決できない。家賃は行政から家主へ直接支払いを行うほうが効率的であることは明らかであり、家主は行政が借り上げてくれるのであれば、手間やリスクから解放されるためセーフティネットとしての賃貸住宅供給が促進される可能性もある。

ただ、生活保護制度は、政治的に左右両方の現状維持志向が強いため抜本改革はおそらく難しい。医療機関から見れば医療扶助は安定した収入源であり、リベラルから見れば医療扶助の保険への組み込みはサービスレベルの低下となるからである。

それでも住宅扶助を、民間賃貸住宅を借り上げた公営住宅による現物給付という別制度に切り出すだけでも、生活保護受給をためらっている多くの人を救うことができるだろう。

(2021年2月23日掲載)

■プロフィール

そうたけし・87年九州工業大学卒業後リクルート入社。リクルートフォレントインシュア代表取締役社長、リクルート住まい研究所長を経て現職。博士(社会工学)筑波大学・ITストラテジスト